

地方独立行政法人筑後市立病院第3期中期目標期間の終了時の検討 及び措置について

1 趣 旨

①地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定により、設立団体の長（市長）は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価を行ったときは、中期目標期間終了時まで

・ 法人の業務の継続又は組織の存続の必要性

・ その他法人の業務及び組織の全般

について検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとなっています。

②また、設立団体の長が上記の検討を行う際、評価委員会の意見を聴くこととされています。

○地方独立行政法人法（抄）（平成十五年法律第百十八号）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 中期目標期間終了時の検討結果

(1) 法人の業務の継続又は組織の存在の必要性について

① 業務継続の必要性

地方独立行政法人筑後市立病院（以下「法人」という。）は、制度の特徴である機動性、弾力性を活かし、効率的な経営と質の高い医療サービスを提供する取組を推進してきました。

福岡県保健医療計画の5疾病・5事業についても地域の特性を踏まえつつ近隣の医療機関と連携を図りながら取組を進めています。

福岡県地域医療構想が求める病床の機能分化・連携の推進、地域包括ケアシステムの構築への対応について今後課題を残している点はあ

りますが、地域の中核病院である公的医療機関として、地域医療支援病院や災害拠点病院としての役割も担っています。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましても、地域唯一の感染症指定医療機関として、感染拡大期には感染症患者の受入体制を強化し、必要な医療を提供するなど、地域住民の安心につながっており、今後も公的医療機関として医療を提供することがより一層必要だと考えます。

② 組織の存在の必要性

将来の医療ニーズを見据えつつ、医師の働き方改革への対応をしながら地域住民へ良質な医療を提供し続けるためには、機動性が高く弾力的で効率的な運営形態が求められており、地方独立行政法人の形態が最も適しています。

また、設立団体の長（筑後市長）は、法人の業務実績について、第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価（以下「見込評価」という。）において「全体として中期目標どおり達成している」と評価しています。

このような理由から、法人が引き続き地方独立行政法人の形態で業務を継続するべきと考えます。

(2) 法人の業務及び組織の全般の検討について

法人の見込評価を行うなかで、第4期中期目標期間において念頭におくべき成果や課題の整理を行い、診療機能の最適化、小児医療及び周産期医療の提供のあり方、医師の働き方改革への対応、法令遵守体制の強化のための内部統制強化など法人に求める事項を第4期中期目標（案）の中に規定しました。

設立団体の長（市長）として、当該中期目標を策定し、その達成を法人に指示します。